

山梨県公報

第五百九十五号

令和七年

九月十八日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の解除の予定……………四六五
- 道路の区域変更……………四六五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四六五
- 指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出……………四六六
- 選挙管理委員会**
- 政治団体の名称等の届出……………四六六
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四六七
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四六七
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………四六八
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………四六八

告示

山梨県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年九月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 甲州市大和町初鹿野字小林四二一四の六（国有林）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十月九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年九月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
上野原市鶴島字原一九五八番九地先から 上野原市鶴島字原二〇〇六番地先まで	旧	五・五	一七・〇	一六八・〇
	新	一〇・八	二四・七	一六八・〇

山梨県告示第二百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県上野原市鶴川字榎垣外の区域内の土地のうち、次の一点から十 点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区 域	
	番号	座標
鶴川	一点	北緯三五度三八分一二秒一三三六 東経一三九度〇五分三七秒一六四八

二点	北緯三五度三十八分二秒九七八九 東經一三九度〇五分三七秒四八四九
三点	北緯三五度三十八分一三秒〇九六四 東經一三九度〇五分三八秒六八〇七
四点	北緯三五度三十八分一二秒一二二五 東經一三九度〇五分三八秒九五九〇
五点	北緯三五度三十八分一秒五五八〇 東經一三九度〇五分三九秒九八四三
六点	北緯三五度三十八分〇秒九九三三 東經一三九度〇五分三九秒七〇四八
七点	北緯三五度三十八分一秒二〇七二 東經一三九度〇五分三九秒〇四六四
八点	北緯三五度三十八分一秒三九一三 東經一三九度〇五分三八秒九七一
九点	北緯三五度三十八分一秒五五七八 東經一三九度〇五分三八秒四七八九
十点	北緯三五度三十八分一秒七五八七 東經一三九度〇五分三八秒二六六二

山梨県告示第二百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年九月十八日

- 山梨県知事 長崎 幸太郎
- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
二 指定構造計算適合性判定機関の住所
- （一）変更前 神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
（二）変更後 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号
- 三 変更の年月日 令和七年九月十六日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。
令和七年九月十八日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
本田さくら子後援会	本 田 桜 子	田 中 昭 二	南都留郡富士河口湖町船津二五一―四	令和七年八月五日	令和七年八月十五日
寿会	青 木 一 徳	山 崎 八 郎	南都留郡富士河口湖町小立一六二六―三	令和七年八月十五日	令和七年八月二十六日
上條司後援会	上 條 司	上 條 孝 子	甲府市羽黒町一一〇三一四	令和七年九月二日	令和七年九月二日
正友会	小 佐 野 茂 雄	井 出 徹	南都留郡富士河口湖町船津二四八―二	令和七年八月二十七日	令和七年九月二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	奥脇たかお後援会		北 村 忠 久		令和七年四月一日	令和七年八月二十七日
旧			岩 崎 公 夫			
新	山梨県民主教育政治連盟	八 野 耕 一	佐 野 一 浩		令和七年七月三十一日	令和七年九月五日
旧			志 村 隆			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
Hokuto Democracy Lab	熊野御堂瑞子	中 村 典 子	北杜市武川町山高三五六七―五四九	令和七年八月十七日	令和七年八月十八日
上條司後援会	上 條 司	上 條 孝 子	甲府市羽黒町一一〇三一四	令和六年十二月三十一日	令和七年八月二十六日

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年九月十八日

山梨県選挙管理委員会

一三、四〇三

委員長 秋 山 洋

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法

律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年九月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

一七八、三五一

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年九月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、二二二
中巨摩郡	五、六〇三
南都留郡	一二、八三八
甲府市	五〇、六七五
富士吉田市	一三、〇二七
都留市・西桂町	九、一六三
山梨市	九、二九五
大月市	六、三〇五
韮崎市	七、八七九
南アルプス市	一九、八〇八
北杜市	一三、一二四

甲斐市	二〇、八七〇
笛吹市	一八、六二五
上野原市・北都留郡	六、四九八
甲州市	八、三五一
中央市	八、〇九二

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和七年九月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

施設の名 称	所 在 地
憩いホーム 新平和	甲府市伊勢三丁目三番二十五号